

「①児童福祉司の人材確保・育成に関する指定都市市長会提言」
「②統一的な子ども医療費助成制度の創設に向けた指定都市市長会要請」
活動記録

1 要請日時

令和3年6月8日（火） 15時15分から15時25分（①）

令和3年6月10日（木） 10時35分から10時50分（①②）

2 要請先

鰐淵 洋子 文部科学大臣政務官（①）

大隈 和英 厚生労働大臣政務官（①②）

3 要請者

松井 一實 広島市長

4 要旨

(1) 鰐淵文部科学大臣政務官への提言

（松井広島市長）

- ・ あいさつ及び「児童福祉司の人材確保・育成に関する指定都市市長会提言」の項目3「児童福祉司を目指す人材の裾野拡大」の説明

（鰐淵文部科学大臣政務官）

- ・ 児童虐待の問題は、一番愛されたい親から虐待を受けるという、とても痛ましく、絶対にあってはならないことだと思っている。
- ・ 児童福祉司の人材確保・育成は大変重要な課題であり、文部科学省はもちろん、厚生労働省や関係省庁としっかり取り組んでいきたい。
- ・ また、大学に進学しやすい環境を整備することも重要な課題だと認識しており、昨年の4月には、高等教育の就学支援新制度を開始するなど、これまでも様々な制度等を創設している。これら既存の制度を活用してもらえるよう、引き続き周知徹底を図っていきたい。



(2) 大隈厚生労働大臣政務官への提言・要請

(松井広島市長)

- ・ あいさつ並びに「児童福祉司の人材確保・育成に関する指定都市市長会提言」及び「統一的な子ども医療費助成制度の創設に向けた指定都市市長会要請」の説明

(大隈厚生労働大臣政務官)

ア 児童福祉司の人材確保・育成について

- ・ 計画的な人材育成や人材確保が図られることは重要だと考えている。
- ・ 有識者によるワーキンググループ（子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ）の報告書が本年2月に取りまとめられており、その中では実践的な研修内容や大学等の講師派遣も含めた実施体制の充実などが提言されているため、報告書の内容も踏まえながら対応を検討していきたい。

イ 子ども医療費助成制度について

- ・ 各地方自治体における子どもの医療費に対する独自の医療費助成制度について、感謝申し上げる。
- ・ 高齢者も含めた全世代型の社会保障という点で様々な課題があるが、喫緊の課題である子育て支援や少子高齢化対策については、「子ども庁」の創設に関する議論の中でしっかりと前に進めていきたい。
- ・ 医療費助成制度について、地方自治体間で競争になっていないかなどの問題意識も踏まえたあるべき姿、目指していく方向性を、しっかりと課題を共有しながら、国として様々な検討を重ねていきたい。



5 その他

文部科学大臣、文部科学副大臣、厚生労働大臣、厚生労働副大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策、地方創生）、内閣府副大臣、内閣府大臣政務官へは事務方渡し。

児童福祉司の人材確保・育成に関する指定都市市長会提言

全国的な児童虐待相談・通告件数の急増、児童虐待重大事例の発生を踏まえ、国においても、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童虐待防止対策の強化を図られているところである。

全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築が必要である。とりわけ、現場の最前線で取り組む児童福祉司の増員及び専門性向上の必要性は指定都市における共通認識となっており、児童福祉司の数を大幅に増やししながら、かつ、一人一人の資質を向上させていくことが、人口規模の大きい指定都市における喫緊の課題となっている。

このため、児童福祉司が専門職としてのやりがいと充実感を持ちながら、よりの確に職務を遂行できる体制としていけるよう、以下に掲げる具体的な取組について、国において積極的に検討し適切な措置を講ずるよう要請する。

1 児童福祉司法定研修の確実な受講に対する支援と研修内容の充実・均質化

児童福祉司の業務は高度な専門性が求められ、任用前後の法定研修を確実に受講できる環境が必要であり、時間や場所にとらわれないWeb講座やDVD講座等の導入、近隣自治体間の連携による研修の共同実施や相互利用の促進等を進めていくべきである。また、こうした取組は、児童相談所間において均質で切れ目のない支援を行っていく上でも有効である。

ついては、全国の児童相談所で共通して習得すべき内容については、国において、共通のWeb用教材、DVD等の映像教材及び共通テキスト等の開発、研修講師の紹介や派遣などを行うとともに、各児童相談所における受講環境整備への更なる財政支援を行うこと。また、大学等の教育機関とも意見交換しながら、経験の蓄積を担保できる研修システムを構築すること。

2 スーパーバイザー研修等の専門性の高い研修の受講機会の拡大

スーパーバイザー研修及び新任児童相談所長研修等の専門性の高い研修については、スーパーバイザー等が長期間現場を離れることが難しい現状を踏まえ、広域ブロック単位での開催を推進するべきである。この点については、国の令和3年度予算において、全国に2か所ある民間研修機関を活用することが盛り込まれたところであるが、専門職の養成に関わる大学等との連携による研修機関の拡充等により、より効率的な受講が可能となるよう更なる環境整備を行うとともに、研修内容の充実を図ること。

3 児童福祉司を目指す人材の裾野拡大

児童福祉司が社会で重要な役割を担う、やりがいのある職業として認知されるよう更なる取組が必要である。については、国を挙げて、早い段階から教育課程等において、児童福祉分野を志向する学生を増加させるような新たな啓発、取組を行うこと。また、大学等へ進学しやすい環境を整備するため、奨学金制度の充実、学費の減免制度などの新たな財政措置を行うこと。

4 職場環境や処遇面の改善

若い世代が積極的に児童福祉司を選択し、意欲や将来への展望を持ちながら職務に当たることができるよう、各地方自治体が行う児童相談所の増員・体制強化に伴う執務環境の整備、児童福祉業務の困難さに見合った処遇面での更なる改善及び働き方改革に繋がる取組に対し、更なる財政支援の拡充を図ること。

**令和3年6月10日
指定都市市長会**

統一的な子ども医療費助成制度の創設に向けた指定都市市長会要請

国において、教育の分野の少子化対策の取組として、幼児教育・保育の無償化に踏み切った今、医療の分野においても、子ども医療費助成に係る統一的な制度の創設・実施を改めて要請するため、令和2年8月に、全ての指定都市で構成する「子ども医療費助成制度のあり方に関する研究会」を設置し、この中で、子ども医療費助成制度の課題を整理した上で、課題の解決方法について各都市が意見を出し合い、検討を行った。

その結果、国において創設する統一的な子ども医療費助成制度は、地方自治体の意見が反映され、地方自治体間で生じている差異をなくすような統一的な制度であることが望ましく、また、その制度の創設・実施のためには、子どもの医療費について、国と地方自治体とで協議の場を持ち、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方について検討し、子どもへの医療費助成制度の実現を目指す体制づくりが重要であるという認識を共有した。

すなわち、社会福祉や社会保障など、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行われるべき事業を実施するための制度の創設については、国が主な役割を担うとしても、住民福祉の増進に資する行政サービスを実施する地方自治体も、その役割分担を踏まえ、共通の目標の達成に向けて、各々が自らの役割として、今何ができるのか、今後どのように進めるのかを共に議論し、連携できる場を確保したいと考えている。

その上で、統一的な子ども医療費助成制度の創設と実施に向けて、指定都市としては、国に対し一方的に要請するのではなく、制度のあるべき姿とその財源について目標を共有できるようにしていきたいと考えている。

については、国と地方自治体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な子ども医療費助成制度を創設されるよう、次のとおり要請する。

1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

子どもの医療費について、国と地方自治体において、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方を共同で検討し、指針を示した上で、子どもへの医療費助成制度の必要性を共有すること。

その検討に際しては、子どもたちが、日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう、また、必要な財源を確保し長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築すること。

2 子どもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設

地方自治体が独自に実施している子ども医療費助成制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じており、統一的な制度の創設と実施に向けた検討に当たっては、地方自治体における制度の運用実績等を分析・検討した上で、地方自治体の意見を反映させる必要がある。このため、国と地方自治体が子ども医療費助成制度のあるべき姿について共同で検討を行い、連携して統一的な制度の創設・実施を目指すこと。

3 国民健康保険の国庫負担金等の減額措置の廃止

子どもの医療費について、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方を十分に議論するとともに、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

**令和3年6月10日
指定都市市長会**